

24監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年12月8日に福岡市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年1月19日

福岡市監査委員 おばた 久 弥
同 川 辺 敦 子
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

23監査公表第14号（平成23年9月8日付 福岡市公報第5859号 公表）分・・・4件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

23監査公表第14号（平成23年9月8日付 福岡市公報第5859号 公表）分

（出資団体監査）

（事務監査）

1 財団法人福岡市施設整備公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託料の支出について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>財団法人福岡市施設整備公社が福岡市から受託している平成21年度「市有建築物等の保全業務等委託契約」において、同公社は、福岡市から受託料の概算払を受け、施工業者に工事を発注しており、工事代金は工事完了後すみやかに施工業者に支払い、市の出納閉鎖期間内に精算を行わなければならない。しかしながら、同契約に係る福岡市立障がい者スポーツセンターエレベーター戸閉安全装置取替工事について、台帳管理システムへのデータ入力を失念したことから工事の完了を把握できず、施工業者に工事代金を年度内に支払うことができなかった。その結果、当該工事代金分を支払</p>	<p>財団法人福岡市施設整備公社における委託料の支出については、再発防止の具体策について協議し、今後適切な事務処理を行うよう指導を行った。</p> <p>なお、財団法人福岡市施設整備公社においては、再発防止の具体策として、各職員に対して台帳管理システムへの確実な入力について周知徹底を図るとともに、台帳管理システムに入力後、工事等依頼書（※福岡市が公社へ工事等を依頼する際、必ず提出する文書）にシステム入力済みのチェックをし、その入力について組織的に確認を行うよう事務処理の見直しが行われた。</p>

<p>わなないまま福岡市との精算を行ったため、平成21年度に行われるべき市への受託料の請求が、平成22年度に行われていた。</p> <p>今後、委託料の支出に当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p>	
---	--

(工事監査)

1 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>建設リサイクル法を遵守すべきもの</p> <p>百道浜東公園外4公園フェンス整備工事</p> <p>(契約金額1,355万1,300円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第10条等の規定に基づき上記書面の内容を記した届出書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、請負者から発注者へ交付されず、発注者から市長へ提出していなかった。</p> <p>また、同法第13条に基づき再資源化等に要する費用等を書面に記載することとなっているが、記載した書面がなかった。</p> <p>なお、同法に関しての法令遵守については前回の監査でも注意を行っており、適切に事務改善がなされているとはいえない。</p> <p>適正な施工管理及び契約事務に努められたい。</p> <p>(緑地環境課)</p>	<p>公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会における「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象となる工事の施工管理及び契約事務については、同法に則った適正な施工管理及び契約事務を行うよう要請した。</p> <p>なお、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会では、所属職員に対し同法に則った施工管理及び契約事務について、監査事務局職員を講師とした研修等が行われ、周知徹底が図られた。</p>

2 博多港開発株式会社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>ア 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>設計図書として図面を添付すべきもの</p> <p>箱崎上屋倉庫屋根スレート取替など補修工事</p> <p>(契約金額5,348万7,000円)</p> <p>本工事は主に既存倉庫の屋根部分を折板鋼板で補修するものである。</p> <p>本工事の現場説明にあたり現況図面を用い入札条件の説明を行っていたものの、契約書第1条に基づく施工に必要な図面が設計図書に添付されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化のためにも図面による明示は不可欠であり、契約図書に添付すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計を図られたい。</p> <p>(総務グループ)</p>	<p>博多港開発株式会社に対し、適切な事務処理の徹底を要請した。</p> <p>博多港開発株式会社では、工事説明の際に配付する書類の作成において、契約事務規程及び契約事務取扱要領を厳格に遵守しつつ、発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化がさらに図られるようなものとなるよう、役員、全部課長、各部署の庶務担当者が出席する社内会議で周知徹底を行い改善が図られた。</p>
<p>イ 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託業務の検査を適正に行うべきもの</p> <p>博多港センタービル空調機保守点検業務委託</p> <p>(契約金額558万6,000円)</p> <p>本委託は、博多港センタービルの空調機の保守点検を行うものである。</p> <p>本委託の業務委託契約書第7条及び契約事務規程によると、検査完了後、検査報告書を作成し報告することとなっているが、検査報告書が作成されていなかった。</p> <p>検査報告書は、業務完了を確認した書面であり作成すべきであった。</p> <p>今後は、適正な検査に努められたい。</p> <p>(総務グループ)</p>	<p>博多港開発株式会社に対し、適切な事務処理の徹底を要請した。</p> <p>博多港開発株式会社では、監督員が立会い確認を行った後に相手方から提出された業務完了報告書での決裁代用ではなく、契約事務規程及び契約事務取扱要領に基づき、委託業務において、検査報告書を作成し報告するように、役員、全部課長、各部署の庶務担当者が出席する社内会議で周知徹底を行い改善が図られた。</p>